

追加日程第一 議長の辞取許可について

(選挙オ七号)

追加日程第二 議長選挙について

追加日程第三 副議長の辞取許可について

(選挙オ八号)

追加日程第四 副議長選挙について

追加日程第五 特定事件の継続調査について

午前九時十四分開議

議長(中西虎蔵君) 皆さんお早ようございます。本日第二回臨時会を開きましたところ、大変ご多忙の中を全員のご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

たゞいまから昭和四十一年第二回福生町議会臨時会を開催いたします。出席議員は現在二十三名であります。よつて本日の会議は成立いたしました。たゞちに本日の会議を開きます。日程に入る前に町長からご挨拶を願います。

福生町議会

(町長石川常太郎登壇)

町長(石川常太郎君) 本日第二回臨時会に際しましては大変ご多用のところ全員ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

最初にご了承をいただきましたと思いますが、調査室の主査四名本日よりの議会に説明員として出席いたさせます。よろしくお願いたします。本日ご審議をいただきます。議案といたしましては、条例に関するもの三件でございます。よろしく慎重ご審議いただきます。ご可決いただきますよう切にお願いたします。

なお貴重な時間を甚だ申訳けない次第でございますが、二、三報告させていただきます。第一として武道館の寄付について武道館の寄付につきましては、のうちほど設置条例の際に申しあげます。が四月六日田村半十郎、森田新平、村野吉蔵、秋山誠一の四氏の連名をもちまして、武道館のご寄付をいただきましたので、受領

いたしました。よろしくお願ひいたします。

オニ多摩橋がわにありました所有の福生警察署に貸してあり
ました待機寮の件でございますが、警視庁におきまして羽村
町川崎に新しい待機寮ができましたので、返還を申し出て参
りました。四月十四日これを受領いたしました。この処分につ
きましては、週日の総務委員会におきましておはかりしてあつたわ
けでございますが、取りこわす所存でございます。つぎに工事
を委託してございました武蔵野台區画整理地区内におきまして
新都市建設公社分の用地、二万四千九百九十四坪につきまして、合議の
申込みを受付るよう一般に公告をいたしました。まだ換地がす
んでおりませんので、換地が終るまでは予約契約でございます。つぎ
に、課に関する条例の改正をいたさましたので、四月一日をもちま
して機構改革をいたすと同時に、保長以上の人事の異動を行
いました。調査室は主査四名でございます。各々特命事項を命じて
ございます。新たに保長より二名昇格いたしました。氏名につ
いては印刷物が配布されていると存じますが、新しく課長にな
りましたものだけをご紹介申し上げます。教育にありました乙
津宗吉、住民課長を申しつけました。よろしくお願ひいたします。総
務課の保長森田武民生課長でございます。よろしくお願ひいた
します。以上で報告を終わります。

一議長(中西虎蔵君) 日程オ一 会議録署名議員の指名を行います。
署名議員の指名は、会議規則オ百九条の規定により議長において
指名いたします。

二十番 田村 匡雄 庶議員

一番 細 勘 晋 一 議員

二番 岸 共 議員

以上三名の方にお願ひいたします。

議長(中西虎蔵君) この際報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

(島田議会事務局長報告)

一、二月分例月出納検査実施結果報告(別紙参照)

議長(中西虎蔵君) 日程オニ会期の決定について議題に供します。本会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願ひします。

(十九番中村国太郎登壇)

十九番(中村国太郎) ご指名がありましたので報告いたします。

オニ回臨時会の開催にあたりまして、去る十九日午前九時より全員の出席をいたし、議会運営委員会を開催し、会期、日程について検討した結果、理事者より詳細な説明をいたすこと

により、本日一日で審議をくされるものと判断し、会期は本日一日と決定いたしました。理由としては、新設条例は旧警察にあらたな武道場と公益質屋敷地内に関係地主さんからの移築許可されたものに対する自治法に基く設置、管理のものであり、又町税関係の一部改正条例は、地方税法の改正にともなう全国統一の市町村税関係の改正でありまして、納期は従来どおり四月三十日であり、いそがれておりますもので、税務行政円滑化のために、委員会としては即決方を要望する次第で、ございします。なお地方税法の改正案が今国会で遅れたために起因いたしますので、ご了承願ひたいと思ひます。引き続き、常任委員会委員の改選をはじめ、議席の変更までございします。これら各改選諸案件についてご協力いたし、円滑な議会運営が、できますよう、ご協力方をお願い申しあげ、まして報告を終わります。

「議長(中西虎蔵君) 会期につきましては、たいいま委員長から報告されたとおり、四月二十二日一日間と決定したいと思っておりますが、これに、ご異議ありませんか。」

「(異議なしと呼ぶ者あり)」

「議長(中西虎蔵君) ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。」

「議長(中西虎蔵君) 日程第三 福生町武道館設置及び管理条例案 議案オ三六号を議題に供します。事務局長をもって議案の朗読をいたさせます。」

(島田議会事務局長朗読) 省略

「議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。」

(助役森田幸造君登壇)

「助役(森田幸造君) 議案オ三六号についてお許しをいたし、ご説明を申しあげます。たいと存じます。町長の報告にも、ありましたとおり

武蔵郡

従来、旧警察の中にありました柔道の建物を地主さんのご好意によりまして寄付をいたさましたので、町民の体位向上のため、これを公の施設として運営して参りたいという考えから本条例を制定しようとするもので、この名称をいたしまして福生町武道館という名前を付し、その位置は、本町二五番地の公益質屋と同じ構内に設けたわけで、ございす。その構造規模は、木造で厚形スレートがき七十九・四九平方メートルにして二十四坪でございす。この価格が六十三万五千四百十円、寄付受領年月日は昭和四十一年四月六日でございまして、これの寄付者は、先きほど町長の説明にもありましたように、田村半十郎氏以下三名でございす。旧警察署内に設置してありまして、柔道館にございまして、地主さんのご好意によりまして今回福生町本町二五番地公益質屋の敷地内に移築の上町にご寄付をいたさしましたものでございまして、ご理解あるご厚情に對しまして心からお礼申しあげ

る次でございす。本日提議いたしました福生町武道館設置及び管理条例案の内容は自治会館条例に準じたもので、実際の運営につきましては、社会教育の一環として特に青少年の体位向上を促進するため、教育委員会に規定されてあるものでございす。オ一条及びオ二条は、武道館の設置と位置の関係でございす。福生町武道館を、本町二十五番地に設置するという規定でございす。オ三条からオ五条までは、武道館の使用許可でございす。教育委員会における使用許可の権限が規定されてあるわけでありす。オ六条からオ十一条までは、武道館の使用関係でございす。建物には、公共物でございすので、大切に使用していただきたいということで、使用に関して若干の規制を設けたものでございす。オ十二条は、武道館の管理委託の関係でございす。地方自治法オ二百四十四条オ二項オ三号の規定によりまして、本施設の設置目的を効果的に達成いたしました

め、管理上、必要と認めた場合は、その管理を公共的団体、例えば柔道会等に委託することができるよう規定されたものでございす。オ十三条におきましては、本条例の施行について必要な事項、細部につきましては、教育委員会規則において定めさせていただくようになつてあるものでございす。以上よろしくご審議のほどをお願い申しあげるとございす。

議長(中西虎蔵君) これより質疑を行います。

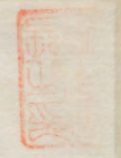
十二番(大沼秀伍君) 武道館のご寄付をいただいたことにつきまして、厚く感謝申しあげます。この使用料について、ございす。が、青少年が、なり多く、武道に通っているように思われるのでございす。が、そうした青少年のいわゆるレギュラーメンバーという人が、そういう人達の使用料は、どうなつてあるか、お聞きしたいと思ひます。

総務課長(町田信二君) 自席からお許しをいただき、お答へ申しあげます。



たゞいまのご質問でございしますが、これは本来は、使用料をとらないということとで起案したのですが、その中うち、空手関係の方から使用申込みがございまして、この方は空手を営業としておりますので、そういう関係から、どうしても青少年育成、その他柔道会が使う場合は減免の措置がございしますが、その他の場合は多少の使用料を徴収した方が良いのではなからうかということとで、この使用料を設けた次でございまして、青少年や柔道会が使用する場合は全額免除するようになっております。

「十三番(大沼秀伍君) たいまの説明でわかりましたが、せつかく良いものを、ご寄付をいたしたもので、ございまして、青少年の育成のためにも使用しやすいような便宜をはかつていたゞき、ご寄付を願った意思を無にしないように、とりはかていたゞくよう要望するものでございします。」



「議長(中西虎蔵君) これにて、質疑を終結いたします。」

おはかりいたします。議案オ三六号は原案どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「議長(中西虎蔵君) ご異議なしと認めます。よつて、議案オ三六号は原案どおり可決いたしました。」

「議長(中西虎蔵君) おはかりいたします。日程オ四及びオ五については関連がありますので、一括議題に供したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「議長(中西虎蔵君) ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。」

「議長(中西虎蔵君) 日程オ四、福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例案、議案オ三七号、日程オ五、福生町都市計画税条例の一部を改正する条例案」

議案ヤ三八号を議題に供します。朗読を省略したことに、理事者から提
案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

(一助役(森田幸造君) 議案ヤ三七号 福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条
例案 議案ヤ三八号 福生町都市計画税条例の一部を改正する条例案 兩
案が一括上程されましたので、お許しをいたしまして、ご説明申しあ
げます。たいと存じます。

最初に、福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申
しあげます。本条例改正は、今国会におきまして地方税法の一部を改正
する法律、すなわち昭和四十二年法律ヤ四十号が成立いたしましたこ
とに伴いまして、必然的に本条例の改正が生じたためになされるも
のでございまして、本文及び附則の一部を改正しようとするもので
あります。改正の主なものを申しあげますと、オ一といたしまして、個

人の町民税にあつたとして負担軽減の措置、又非課税範囲を拡大し
ようとするもので、その内容は基礎控除の引き上げ現行九万円
でありましたものを十万円に、配偶者控除の新設がなされまし
てこの控除額を八万円に扶養控除の引き上げがなされて第一
人目の方を五万円から二八万円に、その他の者三万円を四万円に
なり専従者控除の引き上げで青色申告の場合八万円を十万
円に、白色申告の場合五万円を六万円に引き上げ障害者未成
年者高齢者夫婦等の非課税範囲を現行三十二万円から三十
四万円まで引き上げようとするものを上げます。次に法人の
町民税にあつたとして法人税率の引き下げにより、町民税の裁
減を図りたいとするために、町民税 法人税割の現行税率を百
分の八・四から百分の八・九に引き上げようとするものでござい
ます。第二点といたしまして、固定資産税にあつたとして土地に対する固

定資産税の負担の均等化を暫定的に確保いたします。ために四
十年度から負担の調整措置をとること。又免税点を引き上げ
ようとするものでございます。内容を申しあげますと、宅等
に課せられる四十年度の固定資産税額は、昭和三十八年度の相課
税額に對しまして、昭和三十九年度の新評価額の上昇率に依じ
その倍率を四十年度の税額に對して算定されるもので、その負担
調整の割合でございますが、上昇率が三倍未満の場合は一倍
三倍以上八倍未満の場合は二倍八倍以上のものか、三倍ということ
にしております。なお農地につきましては、四十年度と同額で
ございます。次に免税点の引き上げでございますが、土地につ
きましては、現行二十万円を八万円に、家屋につきましては、現行三
万円を五万円に、償却資産につきましては、現行十五万円を三十万
円にそれぞれ引き上げようとするものでございます。第三点と

いたしまして、本町の若しく困難な身体障害者が所有しかつ運転
する軽自動車につきましては一台に限りまして、軽自動車税を減免
しようとするものでございます。以上が本条例改正点の大きなもの
でございます。その他は所得税法及び地方税法等の運用上の改正
にともなう内容整備でございます。続きまして、議案第三十八号
福生町都市計画税条例の一部改正について、説明申しあげます。
本条例の改正は、都市開発の促進に資するため、現行の暫定措置
を、かえり四十年度から負担調整の措置が構えられるもので、附則の一
部を改正しようとするものでございます。すなわち税額の算定に
つきまして、固定資産税の場合と同様に、上昇率に応じて負担調整
を、さしつかえなくするものでございます。か固定資産税より
もいささかその率が強くなります。割合は、三倍
未満の場合は、負担の調整率は三倍、三倍以上八倍未満の場合は、六倍

八倍以上の場合が一九倍ということになるであります。以上誠に簡
単でございますが説明にかえさされていただく次第でございます
す。よろしくご審議の上ご可決のほどお願い申し上げます。

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

土番(大沼秀伍君)

今日の改正は地方税法等の改正による必要のもの
であり問題はないと思っておりますが一つの地方団体として今後内容の
大改正によりまして今後の財源問題はわれわれも一応頭に入
ちく必要があると思うのでございすが早速してこの措置に
よりまして今後このように財政の伸びが見られるか大体の見通
しをお聞かせしたいと思います。

税務課長(古谷徳男君)

自席からまず詳しくお話しにございましてご答弁
申し上げます。ご承知のように地方税法の改正で本条例が改正さ
れようとするものでございまして金額の点で申し上げますと

昭和四十年年度と比較した場合、控除額が引き上げられた場合とそ
れ以外にもなしまして所得の伸びそういうものが町民税の場合でご
さいすすので総合して申し上げますと四十年年度よりも大体千五百百
位の増収を見込んであります。

土番(大沼秀伍君)

例えば宅地の上昇率でございすが福生町の場合は
負担調整がこの三段階に別れていり中で大体どの位になるのかお聞
かせたいと思います。

税務課長(古谷徳男君)

負担調整の関係でございすが上昇率三
倍未満 三倍以上八倍未満 八倍以上ということとで福生町の場合でご
さいすすか八倍以上というものが約八十五%から九十%位であります
ので調整率が三というものが多いわけをございましてそれのう
ら大体税収の増加率として二十%程度とみてあります。

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。あけかりに

しむす。議案第三十七号は原案とあり決するに、異議ありませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。よろ。議案第三十七号は
原案とあり可決いたしました。

議長(中西虎蔵君) つぎに議案第三十八号は原案とあり決するに
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。よろ。議案第三十八号は
原案とあり可決いたしました。

議長(中西虎蔵君) ここで暫時休憩いたします。

午後九時五十分休憩
午後十時三十分開議

三十五番中西虎蔵君退席

副議長(細刺晋二君) 休憩を以て引当院多々会議を閉じます。

休憩中に議長中西虎蔵議員より、議長の辞職願が提出され、
この際本件を日程に追加し、先議したいと思ひますが、これに異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

副議長(細刺晋二君) 異議なしと認めます。よろ。大井もとくに配布
いたしまして追加日程を議題とすることに決定いたしました。

副議長(細刺晋二君) 追加日程第一議長の辞職願可について議題に供し
ます。本件は議長中西虎蔵議員の身上に関するものであり、故者自
治法第一百七条の規定により陳下したいと思ひますが、これに異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり